

平成26年(ワ)第2146号 原発メーカー損害賠償請求事件
平成26年(ワ)第5824号 原発メーカー損害賠償請求事件
原告 崔勝久、朴鐘碩 ほか
被告 GEジャパン株式会社 ほか

直送済み

準備書面(4)

平成28年3月15日

東京地方裁判所民事第24部合議D係 御中

被告GEジャパン株式会社訴訟代理人

弁護士 岡 田 和 樹



弁護士 山 川 亜 紀 子



弁護士 高 橋 茜 莉



弁護士 大 田 愛 子



原告らの2016年3月11日付け第3準備書面及び同年3月9日付け第4準備書面に対して、以下のとおり反論する。

第1 第3準備書面による訴えの変更後の請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの被告GEジャパン株式会社に対する請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

との判決を求める。

第2 第4準備書面に対する認否と反論

1 「〈1〉請求原因」について

(1) 原告らは、「原子力事業者東京電力株式会社と被告ら原発メーカーとの原発ビジネス契約は（中略）公序良俗に反し、無効である」と主張し、違法な原発ビジネス契約の下で稼働された原発の事故に関し、被害者に対する民法と製造物責任法による賠償責任があると主張している。しかし、これまで主張したとおり、原告らが主張する損害は、いずれも原賠法が定める原子力損害であることは明らかであって、これについては、原子力事業者のみが責任を負うことになっているから、被告GEジャパン株式会社が責任を負う余地はない。

(2) 原告らは、原賠法が違憲であると主張するが、この点も、これまで述べたとおり、原賠法が違憲とされる余地がないことは明らかである。原告らが指摘する憲法9条や憲法前文にしても、これまで述べてきたことからして、原賠法が、これら憲法の規定に反するとされる余地はない。

(3) また、原告らは、「原賠法は本来、原子力損害の定義に精神的損害を含めていない。」などと主張するが、原賠法は「損害」と規定しているのであるから、これに精神的損害が含まれることは多言を要しない。原告らは、「相当因果関係の絶対化の誤り」などというが、まったく「趣旨不明」の主張というほかない。原告らは、原告らが被ったという精神的損害を列挙しているが、そうした損害が生じたか否かはともかく、こうした損害については原子力事業者が責任を負うこととされているのであるから、被告GEジャパン株式会社が責任を負う余地はない。

2 「〈2〉被告への反論」について

これまで述べたとおり、原告らの請求が認められる余地はないのであるから、求釈明事項については、釈明の必要はない。また、「相当因果関係」云々の主張は、まったく意味がない。

以上